

令和2年 第10回

佐野市農業委員会総会議事録

佐野市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年9月25日（金）午後1時30分から午後2時56分まで

2. 開催場所 佐野市勤労者会館 2階会議室A～C

3. 出席委員 (16人)

会長	16番	志賀喜一
委員	1番	川上美由紀
委員	2番	石川俊雄
委員	3番	立川久恵
委員	4番	相場重雄
委員	5番	小関昭男
委員	6番	向田栄一
委員	7番	小林秀男
委員	8番	新井 勉
委員	9番	若田部明
委員	10番	金子一郎
委員	11番	本島光雄
委員	12番	大拙 孝
委員	13番	野村春男
委員	14番	川田恒夫
委員	15番	澁江修身

4. 欠席委員 (0人)

5. 議事日程

日程第1 会期の決定について

日程第2 議事録署名委員の指名について

日程第3 会議書記の指名について

日程第4 報告第1号から報告第2号までについて

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

日程第5 議案第1号から議案第7号までについて

議案第1号 佐野市農業委員会処務規定の改正について

議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第6号 非農地証明願について

議案第7号 佐野市農用地利用集積計画の決定について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	小野 勉
参事	磯部高志
農地調整係	係長 飯島浩之
	主査 飯塚康夫
	主事 小松崎梨菜
	主事補 柿沼誠一郎

7. 会議の概要

事務局長	ただいまから、令和2年第10回佐野市農業委員会総会を始めさせていただきます。
議長	開会に先立ち、事務局長をして本日の出席委員数の報告をさせます。事務局長、お願いします。
事務局長	はい、事務局長、ご報告申し上げます。ただいまの出席委員は、16名でございます。 また、農地利用最適化推進委員の出席は15名でございます。 農業委員会等に関する法律第29条第2号の規定により、推進委員は担当区域内における農地等の利用の最適化の推進について意見を述べることができます。

議 長

ただいま、事務局長の報告のとおり、出席委員数は16名であります。したがって、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

ただいまから、令和2年第10回佐野市農業委員会総会を開会いたします。

これより、議事日程に入ります。

日程第1、「会期の決定について」でございますが、本日1日としたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(なしの声)

異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたします。

次に、日程第2、「議事録署名委員の指名について」であります。総会規則第19条第2項の規定により、議席番号3番 立川久恵委員、議席番号15番 澁江修身委員のご両名を指名いたします。ご了承願います。

次に、日程第3、「会議書記の指名」を行います。本日の会議書記には、農業委員会事務局職員の飯塚康夫主査、小松崎梨菜主事を指名いたします。ご了承願います。

次に、日程第4に入ります。報告の案件は、報告第1号から報告第2号までであります。

はじめに、報告第1号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について」事務局より報告をさせます。

事務局

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について、このことについて、佐野市農業委員会事務局事務専決規程第2条第7号の規定により、次のとおり専決処分したので、同規程第3条の規定により報告します。

令和2年9月25日提出 佐野市農業委員会会長。

(報告第1号 朗読し報告)

議 長

事務局の報告が終わりました。報告第1号は、事務局の報告のとおりであります。ご了承願います。

次に、報告第2号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届

出について」事務局より報告をさせます。

事務局

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について、このことについて、佐野市農業委員会事務局事務専決規程第2条第7号の規定により、次のとおり専決処分したので、同規程第3条の規定により報告します。

令和2年9月25日提出 佐野市農業委員会会長。

(報告第2号 朗読し報告)

議長

事務局の報告が終わりました。報告第2号は、事務局の報告のとおりであります。ご了承願います。

次に、日程第5に入ります。本日、ご審議いただく案件は、議案第1号から議案第7号まででございます。

まず、議案第1号「佐野市農業委員会処務規程の改正についてを議題といたします。事務局をして議案第1号の説明をさせます。

事務局

議案第1号 佐野市農業委員会処務規程の改正について、委員会の議決を求めます。

令和2年9月25日提出 佐野市農業委員会会長。

佐野市農業委員会処務規程の一部を改正する訓令

佐野市農業委員会処務規程（平成17年佐野市農業委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1 市民課専用 佐野市農業委員会 会長之印 の項を削り、同表中5を4に、6を5に改める。

別表第2中4の項を削り、5の項を4の項とし、6の項を5の項とする。

附則 この訓令は、公布の日から施行する。

ひな形番号4の市民課専用佐野市農業委員会会長印の削除により、5の田沼行政センター、6の葛生行政センターの番号が、4と5へ繰り上がる変更でございます。

本改正は、佐野市事務分掌規則（平成17年佐野市規則第4号）の改正により市民課で耕作面積及び軽油免税の証明書交付を行わなくなった後、再開を見込んでおりましたが、兆しが見られないため行うものです。

なお、田沼葛生の両行政センターでは従前どおり証明書を交付しております。以上でございます。

議 長

事務局の説明が終わりました。これより議案第1号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

(若田部明委員 挙手)

議席番号9番 若田部明委員、どうぞ。

9番
若田部委員

以前、市民課で認可をやっていたということですか。

事務局

認可ではなく、耕作面積及び軽油免税の証明書の交付を行っておりました。

9番
若田部委員

なぜ市民課での交付は見直され、田沼葛生の両行政センターでは従前どおり証明書を交付するのですか。

事務局

市民課の業務負担が大きいということで、農業関係以外の証明書に関しても所管課で証明書を交付するということに見直されております。田沼葛生の両行政センターに関しては元々交付件数が少ないため、従前どおり交付事務を行うということです。

9番
若田部委員

わかりました。

議 長

これをもって質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第1号については、提案のとおり議決することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第1号については、提案のとおり議決することに決定いたしました。

次に、議案第2号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局をして議案第2号の説明をさせます。

事務局

議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、次のとおり許可申請がありましたので、意見を求めます。

令和2年9月25日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第2号 朗読し説明)

続きまして、現地調査の結果を報告いたします。

3条589番 契約内容は、売買による所有権の移転。対価は〇〇円です。申請地までの距離は0.2km、所要時間は5分です。大農機具の所有状況は、トラクター1台、耕運機2台、田植機1台、噴霧器2台を所有しております。農作業従事人数は2人、従事日数は361日です。

検討事項7項目につきましては、5番につきまして、許可後の耕作面積は下限面積に達しますので、該当しません。また、7番につきましては、現地調査を地区担当の委員にお願いいたしまして、結果「問題なし」とのことですので、こちらも該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われれます。

3条590番 契約内容は、売買による所有権の移転。対価は〇〇円です。申請地までの距離は0.5km、所要時間は10分です。大農機具の所有状況は、トラクター1台を所有しております。農作業従事人数は2人、従事日数は450日です。

検討事項7項目につきましては、5番につきまして、許可後の耕作面積は下限面積に達しますので、該当しません。また、7番につきましては、現地調査を地区担当の委員にお願いいたしまして、結果「問題なし」とのことですので、こちらも該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われれます。

3条591番 契約内容は、売買による所有権の移転。対価は〇〇円です。申請地までの距離は0.5km、所要時間は10分です。大農機具の所有状況は、トラクター1台を所有しております。農作業従事人数は2人、従事日数は450日です。

検討事項7項目につきましては、5番につきまして、許可後の耕作面積は下限面積に達しますので、該当しません。また、7番につきましては、現地調査を地区担当の委員にお願いいたしまして、結果「問題なし」とのことですので、こちらも該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われれます。以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。これより議案第2号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第2号については、申請のとおり許可することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第2号については、申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第3号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局をして議案第3号の説明をさせます。

事務局

議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、次のとおり許可申請がありましたので、意見を求めます。

令和2年9月25日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第3号 朗読し説明)

事務局の説明が終わりました。なお、本件については、調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第3号について、調査班、お願いします。

調査班

4条127番について報告します。

本申請は、農業用施設として転用したいという案件です。平成〇年ごろ既に転用されている是正案件ですので、始末書の提出があります。

まず、「申請に係る事項」ですが、申請地は、農業振興地域整備計画においては「農用地外」に該当し、都市計画区域においては「区域外」に該当します。周辺の状況は、申請地は「宅地」、東は「宅地」、西は「認定外道路幅員2m」、南は「畑」、北は「認定外道路幅員3m」です。排水計画は、「雨水のみ敷地内浸透」です。

次に「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「第1種農地」に該当し、許可の基準は「原則不許可」です。立地基準は、不許可の例外事由である農地法施行令第4条第1項第2号イ「申請に係る農地を農業用施設、農畜産物処理加工施設、農畜産物販売施設その他地域の農業振興に資する施設として農林水産省令で定めるものの用に供するために行われるものであること」に該当します。一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われま

す。

4条128番について報告します。

本申請は、太陽光発電設備設置のため転用したいという案件です。

まず、「申請に係る事項」ですが、申請地は、農業振興地域整備計画においては「農用地外」に該当し、都市計画区域においては「調整区域」に該当します。周辺の状況は、申請地は「畑」、東は「市道幅員8m」、西は「田・私道幅員5m」、南は「田」、北は「宅地」です。排水計画は、「雨水のみ敷地内浸透」です。

次に「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「第2種農地」に該当し、許可の基準は「周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可」です。立地基準は、農地法第4条第6項第2号「代替地がない場合」に該当し、農水省農村振興局長通知の内容に該当すると思われます。一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。

議長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。これより議案第3号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第3号については、転用に係る面積が30a以下の案件でありますので、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取は行わず、他法令との調整のうえ、申請のとおり許可することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第3号については、転用に係る面積が30a以下の案件でありますので、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取は行わず、他法令との調整のうえ、申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について」を議題といたします。事務局をして議案第4号の説明をさせます。

事務局

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、次のとおり許可後の事業計画変更申請がありましたので、意見を求めます。

令和2年9月25日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第4号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については、調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第4号について、調査班、お願いします。

調査班

計画変更10番について報告します。

本申請は、許可を受けた案件について、1筆追加する変更をしたいという案件です。

まず、「1の申請に係る事項」ですが、当初計画は、平成〇年〇月〇日付で許可しており、用途は「太陽光発電設備」で、工期は「許可後から平成〇年〇月まで」です。変更内容は、隣接する農地を事業敷地に追加することです。変更理由は、当初設置を予定していた太陽光発電パネル業者が経営破綻したことにより、事業計画の変更を余儀なくされました。1筆追加することにより、発電効率を向上できるような土地利用が可能になります。

検討事項の1から6を検討した結果、現地調査班の意見は「承認相当」と思われます。

議長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。これより議案第4号について質疑に入ります。質疑はありますか。

(若田部明委員 挙手)

議席番号9番 若田部明委員、どうぞ。

9番
若田部委員

先ほどの説明の中で、変更理由として発電効率の向上という発言がありました。この場合は、発電効率の向上というよりは、発電量の向上を図るという変更理由のほうが正しいのではないのでしょうか。

事務局

回答いたします。太陽光発電設備に関して、経済産業省に設備認定を取っている関係で、発電容量の変更はしておりません。当初予定していたパネルを生産している会社が経営破綻してしまったため、新たなパネルを

設置することになり、それに関する認定の変更許可は取っております。新たなパネルは当初予定していたパネルの規格よりも小さく、発電量については大きくなっております。当初の計画はパネルを事業敷地内にぎっしり敷き詰め、それによって発電量を確保する予定でしたが、パネルが変わったことと隣接する土地も使用することによって、通路を確保できて、パネルの角度も調節できるようになったということから、発電効率という言葉を使わせてもらいました。

9番
若田部委員

わかりました。

(大拙 孝委員 挙手)

議長

議席番号12番 大拙 孝委員、どうぞ。

12番
大拙委員

パネルを設置する業者が経営破綻してしまったことが変更理由で、現地調査によると農地に復元は不可能とありましたが、未着工の土地に関して農地に復元ができないということに疑問があります。一度許可を取った土地について、市街化調整区域でありますし、パネルを設置する業者が経営破綻してしまったから、事業敷地を拡大して、別の業者で実行するのは筋が通らないと考えますがいかがでしょうか。

事務局

当初の計画については、事業敷地が広く、発電量が多いことから、高圧300kw以上の発電量を確保する太陽光発電設備の設備認定で、許可の案件でした。電力会社が送電設備を増やすということで、転用許可を取って事業開始を待っており、ようやく現在その目途が立ったところです。遅れてしまった理由については事業実行者の責任ではなくて、電力会社の工事の関係です。当初許可を受けた6筆については造成等の工事はすでに行っております。事業実行者は事業を途中で中止するつもりはなく、電力会社との協議は引き続きしておりまして、送電線の容量確保の見込みが立ったので、改めて事業を検討した時にパネルの仕入れ先が経営破綻してしまっていたということが今回の変更申請をするまでの流れになります。隣接の土地については当初の計画には含まれていませんでしたが、周辺の住民に事業の説明をしていた時に、その土地所有者から使用してほしいという相談をいただいたことがきっかけで、検討した結果、その隣接する土地も事業敷地に加えることで事業者側にもメリットがあると判断したことから今回の申請に加えることになりました。

12番
大拙委員

わかりました。パネルの仕入れ業者が経営破綻してしまったということで、効率を上げるために隣接する土地も使用して、新たに計画を検討し直したという理解でよろしいでしょうか。

事務局

そのとおりです。

議長

これをもって質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第4号については、変更申請のとおり承認することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第4号については、変更申請のとおり承認することに決定いたしました。

次に、議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局をして議案第5号の説明をさせます。

事務局

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、次のとおり許可申請がありましたので、意見を求めます。
令和2年9月25日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第5号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については、調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第5号について、調査班、お願いします。

調査班

5条752番について報告します。

本申請は、一般住宅として転用したいという案件です。

まず、「申請に係る事項」ですが、申請地は、農業振興地域整備計画においては「農用地外」に該当し、都市計画区域においては「調整区域」に該当します。周辺の状況は、申請地は「田」、東は「市道幅員12m」、西は「市道幅員3m」、南は「宅地」、北は「畑」です。排水計画は、「公共下水道へ接続。雨水は敷地内浸透」です。

次に「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「第1種農地」に該当し、許可の基準は「原則不許可」です。立地基準は、転用目的が「一般住宅」であり、不許可の例外事由である農地法施行規則第

33条第4号の集落接続に該当すると思われます。一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。

5条753番について報告します。

本申請は、駐車場として転用したいという案件です。

まず、「申請に係る事項」ですが、申請地は、農業振興地域整備計画においては「農用地外」に該当し、都市計画区域においては「調整区域」に該当します。周辺の状況は、申請地は「畑」、東は「水路」、西は「畑」、南は「水路」、北は「市道幅員6m」です。排水計画は、「雨水のみ敷地内浸透」です。

次に「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「第1種農地」に該当し、許可の基準は「原則不許可」です。立地基準は、転用目的が「駐車場」としての敷地拡張であり、不許可の例外事由である農地法施行令第11条第1項第2号ハの既存の施設の敷地拡張に該当すると思われます。一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。

5条754番について報告します。

本申請は、太陽光発電設備設置のため転用したいという案件です。

まず、「申請に係る事項」ですが、申請地は、農業振興地域整備計画においては「農用地外」に該当し、都市計画区域においては「調整区域」に該当します。周辺の状況は、申請地は「田」、東は「畑」、西は「宅地」、南は「県道幅員16m」、北は「市道幅員4m」です。排水計画は、「雨水のみ敷地内浸透」です。

次に「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「第2種農地」に該当し、許可の基準は「周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可」です。立地基準は、農地法第5条第2項第2号「代替地がない場合」に該当し、農水省農村振興局長通知の内容に該当すると思われます。一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。

5条755番について報告します。

本申請は太陽光発電設備設置のため転用したいという案件です。

まず、「申請に係る事項」ですが、申請地は、農業振興地域整備計画においては「農用地外」に該当し、都市計画区域においては「調整区域」に該当します。周辺の状況は、申請地は「田」、東は「田」、西は「認定外道路幅員 2 m」、南は「県道幅員 16 m」、北は「認定外道路幅員 2 m」です。排水計画は、「雨水のみ敷地内浸透」です。

次に「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「第 2 種農地」に該当し、許可の基準は「周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可」です。立地基準は、農地法第 5 条第 2 項第 2 号「代替地がない場合」に該当し、農水省農村振興局長通知の内容に該当すると思われる。一般基準は、2 番から 11 番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。

5 条 7 5 6 番について報告します。

本申請は、太陽光発電設備設置のため転用したいという案件です。

まず、「申請に係る事項」ですが、申請地は、農業振興地域整備計画においては「農用地外」に該当し、都市計画区域においては「調整区域」に該当します。周辺の状況は、申請地は「田」、東は「水路」、西は「認定外道路幅員 1 m」、南は「県道幅員 8 m」、北は「水路」です。排水計画は、「雨水のみ敷地内浸透」です。

次に「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「第 2 種農地」に該当し、許可の基準は「周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可」です。立地基準は、農地法第 5 条第 2 項第 2 号「代替地がない場合」に該当し、農水省農村振興局長通知の内容に該当すると思われる。一般基準は、2 番から 11 番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。

5 条 7 5 7 番について報告します。

本申請は、資材置場として転用したいという案件です。平成〇年ごろ既に転用されている是正案件ですので、始末書の提出があります。

まず、「申請に係る事項」ですが、申請地は、農業振興地域整備計画においては「農用地外」に該当し、都市計画区域においては「区域外」に該当します。周辺の状況は、申請地は「宅地」、東は「宅地」、西は「宅地」、南は「宅地」、北は「宅地」です。排水計画は、「雨水のみ敷地内浸透」です。

次に「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「第 2 種農地」に該当し、許可の基準は「周辺の他の土地に立地することがで

きる場合は不許可」です。立地基準は、農地法施行令第11条第1項第2号ハの既存の施設の敷地拡張に該当します。一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。

5条758番について報告します。

本申請は、駐車場のため転用したいという案件です。

まず、「申請に係る事項」ですが、申請地は、農業振興地域整備計画においては「農用地外」に該当し、都市計画区域においては「調整区域」に該当します。周辺の状況は、申請地は「畑」、東は「宅地」、西は「市道幅員4m」、南は「宅地」、北は「畑」です。排水計画は、「雨水のみ敷地内浸透」です。

次に「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「第2種農地」に該当し、許可の基準は「周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可」です。立地基準は、転用目的が一般住宅であり、不許可の例外事由である農地法施行規則第33条第4号の集落接続に該当すると思われます。一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。

5条759番について報告します。

本申請は、太陽光発電設備設置のため転用したいという案件です。

まず、「申請に係る事項」ですが、申請地は、農業振興地域整備計画においては「農用地外」に該当し、都市計画区域においては「調整区域」に該当します。周辺の状況は、申請地は「畑」、東は「畑」、西は「雑種地」、南は「雑種地・認定外道路幅員2m」、北は「雑種地」です。排水計画は、「雨水のみ敷地内浸透」です。

次に「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「第2種農地」に該当し、許可の基準は「周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可」です。立地基準は、農地法第5条第2項第2号「代替地がない場合」に該当し、農水省農村振興局長通知の内容に該当すると思われます。一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。

5条760番について報告します。

本申請は、一般住宅として転用したいという案件です。

まず、「申請に係る事項」ですが、申請地は、農業振興地域整備計画においては「農用地外」に該当し、都市計画区域においては「調整区域」に該当します。周辺の状況は、申請地は「田」、東は「田」、西は「田」、南は「田」、北は「市道幅員7m」です。排水計画は、「合併浄化槽で処理後、道路側溝へ放流。雨水は敷地内浸透」です。

次に「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「第1種農地」に該当し、許可の基準は「原則不許可」です。立地基準は、転用目的が「一般住宅」であり、不許可の例外事由である農地法施行規則第33条第4号の集落接続に該当すると思われま。一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われま。

5条761番について報告します。

本申請は、太陽光発電設備設置のため転用したいという案件です。

まず、「申請に係る事項」ですが、申請地は、農業振興地域整備計画においては「農用地外」に該当し、都市計画区域においては「調整区域」に該当します。周辺の状況は、申請地は「畑」、東は「畑」、西は「宅地」、南は「宅地」、北は「水路」です。排水計画は、「雨水のみ敷地内浸透」です。

次に「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「第2種農地」に該当し、許可の基準は「周辺の他の土地に立地することができるときは不許可」です。立地基準は、農地法第5条第2項第2号「代替地がない場合」に該当し、農水省農村振興局長通知の内容に該当すると思われま。

一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われま。

5条762番について報告します。

本申請は、一般住宅のため転用したいという案件です。

まず、「申請に係る事項」ですが、申請地は、農業振興地域整備計画においては「農用地外」に該当し、都市計画区域においては「調整区域」に該当します。周辺の状況は、申請地は「畑」、東は「市道幅員4m」、西は「雑種地」、南は「市道幅員4m」、北は「畑」です。排水計画は、「公共下水道へ接続。雨水は敷地内浸透」です。

次に「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「第

2種農地」に該当し、許可の基準は「周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可」です。立地基準は、転用目的が一般住宅であり、不許可の例外事由である農地法施行規則第33条第4号の集落接続に該当すると思われます。一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。

議 長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。これより、議案第5号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

(川田恒夫委員 挙手)

議席番号14番 川田恒夫委員、どうぞ。

14番
川田委員

5条761番について、昨日その業者の方から工事車両が通る関係で話があり、近隣の住民に迷惑がかからないようお願いしたいということをお話しました。今朝、私のほうでも現場を確認し、事前着工はされていませんでした。近隣の方が生活をするのに支障がないよう改めてお願いしたいと思います。

事務局

現地の確認をしていただきありがとうございました。事業を行うにあたって、周辺に影響がないように行っていただきたいということは、事業者の方にお伝えしています。

14番
川田委員

わかりました。

議 長

これをもって質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第5号については、転用に係る面積が30a以下の案件でありますので、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取は行わず、他法令との調整のうえ、申請のとおり許可することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第5号については、転用に係る面積が30a以下の案件でありますので、栃木県農業会議常設審議委員会か

らの意見聴取は行わず、他法令との調整のうえ、申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第6号「非農地証明願について」を議題といたします。事務局をして議案第6号の説明をさせます。

事務局

議案第6号 非農地証明願について、次のとおり証明願がありましたので、意見を求めます。

令和2年9月25日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第6号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については、調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第6号について、調査班、お願いいたします。

調査班

非農地459番について報告いたします。

願出地の状況は、宅地及び山林として利用されております。願出地の東と南は畑ですが、営農に支障はないと思われまます。願出地は農用地以外であり、20年以上非農地であることを証明する資料として、平成6年撮影の空中写真撮影記録証明書が添付されています。

また、願出地は人為的に転用行為が行われているものと、森林の様相を呈しているもののため、非農地証明は妥当であると思われまます。

議長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。これより議案第6号について質疑に入ります。質疑はありますか。

(大拙 孝委員 挙手)

議席番号12番 大拙 孝委員、どうぞ。

12番
大拙委員

申請地は地目が山林ですよね。以前畑で耕作した経過があつて、農地法上、農地として取り扱われていると。今回の申請地について、今後どのような用途で使われるのか教えてください。現況地目が山林であるから、何年か経過すれば、元の登記簿上の地目に戻りますよね。ここで非農地証明願いを申請する意図は何かあるのでしょうか。

事務局

委員ご指摘のとおり、今後、新たな手続きをするための是正として今回

の申請がされております。今後の流れとしますと、申請地の隣接する農地について、来月農地転用の申請が出される予定で、近隣にある設備会社の資材置場として利用したいということで協議がされております。今回の非農地証明願の申請地についても、同じ設備会社が取得して使用する予定です。

12番
大拙委員

わかりました。

議長

これをもって質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第6号について、願いのとおり証明することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第6号は、願いのとおり証明することに決定いたしました。

次に、議案第7号「佐野市農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局をして議案第7号の説明をさせます。

事務局

議案第7号、佐野市農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、佐野市長から決定の依頼がありましたので意見を求めます。

令和2年9月25日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第7号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。議案第7号 佐野市農用地利用集積計画の決定については、計画のとおり承認することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第7号 佐野市農用地利用集積計画

の決定については、計画のとおり承認することに決定いたしました。

さて、お手元にお配りいたしました「農地法第4条及び第5条申請に係る意見聴取（令和2年8月分）に対する回答について」をご覧ください。

令和2年第9回の定例会において議決し、栃木県農業会議の常設審議委員会に意見聴取した案件でございますが、許可相当との意見をいただきましたので、他法令との調整のうえ会長専決にて許可書の交付をしたことをご報告いたします。

以上をもちまして、本総会に提出されました全議案の審議を終了いたしました。令和2年第10回佐野市農業委員会総会を閉会いたします。慎重審議、ご協力ありがとうございました。

14時56分閉会